

(別紙1)

家畜生産能力等向上強化推進の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の1の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

1 乳用牛

遺伝子解析情報を活用した改良手法を活用した、長命連産に優れた乳用牛の作出の取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-1に定めるとおりとする。

2 肉用牛

遺伝子解析情報を活用した新たな評価手法による近交係数の上昇抑制に配慮した生産体制の確立、多様なニーズに応じた種雄牛の活用促進、産肉能力以外の形質を含めたデータ収集・活用、肉用牛の出荷時期早期化等の取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-2に定めるとおりとする。

3 豚

肉質面や繁殖能力に関する新たに実用化された遺伝子解析情報を活用した改良の取組及び遺伝的能力評価等のための全国的な取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-3に定めるとおりとする。

4 鶏

地鶏等の近交係数の上昇抑制と遺伝資源の再生を可能とする始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術の導入と、その技術の全国的な普及のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1-4に定めるとおりとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第3 事業実施の手続

1 実施要領第3の1の事業実施計画の様式は下表のとおりとする。

事業の種類	別添様式		提出先
	共通	事業別	
1 乳用牛	別紙1様式 第1号	別添1-①	畜産局長
(1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進		別添1-②	畜産局長
(2) 多様な育種素材の評価活用対策			
2 肉用牛			

(1) 地域固有系統の再構築等支援対策	別添1-③	畜産局長
(2) 多様な種雄牛の活用促進対策		
① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金	別添1-④	地方農政局長
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策		
① 産肉情報基盤の強化・活用	別添1-⑤	畜産局長
② 新たな改良形質の検討・評価	別添1-⑥	畜産局長
③ 肉用牛の出荷時期早期化対策	別添1-⑦	畜産局長
3 豚		
(1) 遺伝子検査等の推進	別添1-⑧	畜産局長
(2) 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進	別添1-⑨	畜産局長（全国組織）又は地方農政局長（地方組織）
(3) 遺伝的能力評価を加速するための全国的血縁構築の推進	別添1-⑩	畜産局長
(4) ベンチマークの活用推進	別添1-⑪	畜産局長
4 鶏		
(1) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及	別添1-⑫	畜産局長
(2) 始原生殖細胞（PGCs）を導入及び推進する取組	別添1-⑬	畜産局長（全国組織）又は地方農政局長（地方組織）

2 本事業については、事業実施計画書に記載された事業実施期間に行われる取組について補助の対象とする。

#### 第4 事業達成状況の報告

実施要領第4の事業達成状況の報告（別記様式1号）に添付する様式は、別紙1様式第1号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月末までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるように、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

#### 第5 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第3の1の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要領第5の事業評価報告書（別記様式2号）に添付する様式は下表のとおりとし、事業ごとに、別紙1-1から4までに定める期日までに、第3の1の表の提出先に提出するものとする。

事業の種類	添付する様式	
	共通	事業別
1 乳用牛 (1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 (2) 多様な育種素材の評価活用対策	別紙1様式 第2号	—
		別添2-①
2 肉用牛 (1) 地域固有系統の再構築等支援対策 (2) 多様な種雄牛の活用促進対策 ① 希少系統種雄牛産子肥育奨励金		—
		別添2-②
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策 ① 産肉情報基盤の強化・活用 ② 新たな改良形質の検討・評価 ③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		—
		別添2-③
		別添2-④
3 豚 (1) 遺伝子検査等の推進 (2) 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進 (3) 遺伝的能力評価を加速するための全国的血縁構築の推進 (4) ベンチマークの活用推進		別添2-⑤
		別添2-⑤
		別添2-⑤
		別添2-⑤
4 鶏 (1) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及 (2) 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組		—
		—

## 第6 助成

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙1-別表に記載するとおりとする。

## 第7 不正行為に対する措置

畜産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

## 第8 その他

- 1 畜産局長及び地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局畜産振興課長が別に定めるものとする。

別紙1－別表

補助対象経費

1 共通

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

2 乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	受精卵導入費	受精卵及び性選別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵生産費・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する経費	

3 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	

新たな改良形質測定機器の購入費	新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費	
生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）の購入にかかる経費	

#### 4 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者に対し交付する奨励金	
	プログラム開発・改修費	種豚データ分析のためのプログラム開発・改修に係る経費	
	システム導入費	ベンチマークシステムの導入にかかる経費	
	家畜等購入費	種畜及び精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

#### 5 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入費	始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの導入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

## 乳用牛の事業細目

実施要領別紙1の第1の1の乳用牛の事業細目については、次のとおりとする。

### 第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

#### 1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

##### (1) 乳用牛改良に必要な遺伝子解析

① 乳用牛を選抜するための遺伝子解析検査の実施

② ①に基づいた乳用牛の生産

##### (2) 乳用牛改良のために必要なデータの収集

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施

##### (3) 能力評価の実施

乳用牛改良の円滑な推進を図るため、独立行政法人家畜改良センター（以下、「改良センター」という。）の技術指導の下、乳用牛の血統情報や泌乳等の各種データの集計・分析及び改良センターへのデータ提供等を行うものとする。

#### 2 多様な育種素材の評価活用対策（特色ある優良遺伝子資源の活用のための取組）

事業実施主体は、ホルスタイン種以外（ジャージー種等）の乳用牛の受精卵導入のため、取組主体が取り組む次の事業に助成する。

① 地域における特色ある優良遺伝子資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議の開催

② ①の計画に基づき導入する受精卵及び性選別受精卵の導入

### 第2 事業の要件

各事業の要件は、以下のとおりとする。

#### 1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

(1) 第1の1の(1)の遺伝子解析検査の対象となる乳用牛は、後代検定の候補種雄牛、候補種雄牛の父牛、候補種雄牛の母牛及び候補種雄牛の娘牛を対象とする。

(2) 第1の1の(2)の①及び②については、調査する範囲は全国とし、後代検定の候補種雄牛を父牛とする雌牛及びその同時期に生まれた雌牛を対象とする。

(3) 第1の1の(2)の②の体型調査の対象は、国内の家畜血統登録機関において登録された雌牛とする。

(4) 第1の1の(3)において、改良センターへ提供するデータは、候補種雄牛の遺伝的能力評価に必要な情報を含むものを対象とする。

#### 2 多様な育種素材の評価活用対策

(1) 本事業の取組主体となる生産者集団等は、要綱別表1の事業実施主体の欄の1の(2)の要件と同一とする。

(2) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、ホルスタイン種以外の乳用種であって、

次に掲げる①から③を全て満たすものとする。

- ① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。
  - ② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。
  - ③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。
- (3) 要綱第 33 第 2 号のみどりのチェックシートの実践について、事業実施主体は、要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、本事業の受益者から「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和 4 年 10 月 31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートを徴収・保管するものとする。
- (4) 要綱第 33 第 7 号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、本事業の受益者の加入状況について書面で確認するものとする。

### 第 3 事業評価の提出期日

実施要領別紙 1 の第 5 の 2 に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進	事業実施年度の翌年度の 4 月末まで
2 多様な育種素材の評価活用対策	事業終了年度の翌年度の 4 月末まで



## 肉用牛の事業細目

実施要領別紙1の第1の2の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

### 第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

#### 1 地域固有系統の再構築等支援対策

##### (1) 近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

##### (2) 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

#### 2 多様な種雄牛の活用促進対策

##### (1) 希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した多様な形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、次の①又は②のいずれかの種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組。

- ① 「家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について」（平成18年6月23日付け18生畜第889号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）別紙2の第2の7の(2)の④により選定された広域後代検定に係る共同利用種雄牛又は改良推奨牛（事業実施年度から起算して過去3年間に選抜されたものに限る。）
- ② 脂肪の質や系統造成など、枝肉形質（枝肉重量、胸最長筋面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑）以外の形質の改良等を目的に選抜された種雄牛。

#### 3 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

##### (1) 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

##### ① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

##### ② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

- ③ 血統・登録情報基盤の強化・活用  
血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。
- (2) 新たな改良形質の検討・評価
  - ① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
  - ② 新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入、①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。
- (3) 肉用牛の出荷時期早期化対策  
肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組。

## 第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

### 1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

### 2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業(近交係数の上昇抑制改良手法の検討)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。
- ② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い(例:目的外の利用の禁止等)等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業(地域固有系統の再構築)の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。
  - ア 生産者(3戸以上)が構成員となっていること。
  - イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。
- ② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まないものとする。

### 3 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 第1の2の(1)の事業(希少系統種雄牛産子肥育奨励金)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 奨励金交付対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。
  - ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記を有するものであること。
  - イ 導入月齢が生後12ヶ月齢未満であること。
- ② 奨励金交付対象牛の所有者(肥育農家)は、「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」(平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産

局畜産部畜産振興課長通知) に定める協力肥育農家に限ること。

- ③ 要綱第 33 第 2 号のみどりのチェックシートの実践について、事業実施主体は、要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、全ての奨励金交付対象牛の所有者から「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和 4 年 10 月 31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートを徴収・保管するものとする。
- ④ 要綱第 33 第 7 号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、全ての奨励金交付対象牛の所有者の加入状況について書面で確認するものとする。

#### 4 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 第 1 の 3 の (1) の事業（産肉情報基盤の強化・活用）の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動をすること。
- ② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 第 1 項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。
- ③ 第 1 の 3 の (1) の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を活用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及び SNP 分析のために抽出した DNA その他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第 1 の 3 の (2) の事業（新たな改良形質の検討・評価）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 1 の 3 の (2) で機器を導入した実証団体は、第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き新たな改良形質の評価を行い、第 1 の 3 の (2) で導入した機器により収集した測定値は、本機器の法定耐用年数が経過するまで改良センターに提供すること。

(3) 第 1 の 3 の (3) の事業（肉用牛の出荷時期早期化対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、第 1 の 3 の (2) で導入した機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

### 第 3 事業評価の提出期日

実施要領別紙 1 の第 5 の 2 に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第 1 の 1 及び 3 の事業	事業実施年度の翌年度の 4 月末まで

2 第1の2の事業	肥育終了年度の翌年度の4月末まで
3 第1の3の(2)のうち、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入した取組及び第1の3の(3)の事業	事業実施年度の3年後の4月末まで

注1 第1の2の事業により導入した肥育牛について、事業達成状況の報告を行った翌年度から肥育牛の全てが出荷（枝肉評価）されるまでの間、経過を毎年度報告すること。

注2 第1の3の(2)及び(3)の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。

## 豚の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 3 の豚の事業細目については、次のとおりとする。

### 第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

#### 1 遺伝子検査等の推進

種豚改良の精度向上及び加速化を図るため、新たに実用化された SNP 情報等を活用した改良のために必要な検討会の開催や、サンプルの収集、検査、分析、指定交配等を行う取組。

#### 2 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進

遺伝的能力評価の精度向上・定着化のため、生産者団体等が自ら作成する豚改良推進計画に基づき、遺伝的能力評価の基礎となる（１）又は（２）のいずれかの血縁関係を構築するために必要となる種豚及び精液を導入する取組と、（３）の種豚改良データの分析及びプログラムの開発・改修を行うための取組。

（１）地域を区域に推進する取組

（２）区域を全国に推進する取組

（３）種豚改良データ分析のためのプログラムを開発する取組

#### 3 遺伝的能力評価を加速するための全国的血縁構築の推進

全国規模の遺伝的能力評価の早期実現を図るため、生産者団体等が自ら作成する豚改良推進計画に基づき、複数の都道府県間で血縁関係を構築するために必要となる種豚及び精液を導入する取組。

#### 4 ベンチマークの活用推進

（１）生産者団体等が改良データの簡便な管理等に向けて、情報集約型のベンチマークに関する検討会を開催する取組。

（２）種豚の飼養者が情報集約型のベンチマークシステムを導入する取組。

### 第 2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

#### 1 第 1 の 1 の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

（１）検査費等の補助対象となる豚は、純粋種豚の繁殖能力、産肉能力又は肉質の改良に資するものに限ることとする。

（２）指定交配費は、以下の要件を全て満たすものを補助対象とする。

① 指定交配を行う豚は、雌雄ともに種豚登録及び遺伝子検査が行われていることのほか、検討会（第 1 の 1 に規定する検討会をいう。以下②において同じ。）で定める条件を満たすものとする。

② 当該交配により得られた産子については、原則として全頭繁殖能力、産肉能力又は肉質に関する遺伝子検査を行い、その結果を個体の特徴と併せて速やかに検討会に報告するものとする。

- ③ 当該交配により得られた産子について、子豚登記を1頭以上行うこととする。
- 2 第1の2の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 導入対象となる種豚

第1の2の事業で血縁関係の構築を図るために導入する種豚は、一般社団法人日本養豚協会（昭和24年1月20日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。以下「養豚協会」という。）が次の①又は②のいずれかの要件に該当することを証明し、品種ごとに4代祖以内に共通の祖先を持つものであって、国内で生産され、生後3カ月齢以上15カ月齢以内のものに限ることとする。

- ① 種豚登録豚であって、産肉能力検定終了豚、産子検定終了豚又は遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であるもの。
- ② 子豚登記豚であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。
- ア 両親のいずれか1頭以上が産肉能力検定終了豚又は産子検定終了豚であるもの。
- イ 当該対象豚又は両親のいずれか1頭以上が遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であるもの。

(2) 導入した種豚の取扱い

- ① 事業実施主体又は事業実施主体から種豚を借り受けた生産者集団等（以下「事業実施主体等」という。）は、補助を受けて導入した種豚を、導入後3年間は純粋種豚生産のために飼養するものとし、その管理及び飼養について、以下の事項に関する規程を設けるものとする。
- ア 導入種豚の所有及び飼養場所に関する事項
- イ 導入種豚の飼養基準に関する事項
- ウ 導入種豚の管理及び飼養費に関する事項
- エ その他導入種豚の管理、飼養、構成員への貸付等必要な事項
- ② 事業実施主体は、種豚を導入後、やむを得ない事由によりその中途において飼養できなくなった場合は、速やかに畜産局長又は地方農政局長に報告するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、事業実施主体に対し、当該種豚の処分により得た価格又は残存簿価額のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助金額を上限とする。）を直ちに返還するよう命じることができる。ただし、災害、盗難、疾病等、導入種豚を管理及び飼養する者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りではない。

(3) 導入対象となる液状精液及び凍結精液

第1の2の事業で血縁関係の構築を図るために導入する液状精液及び凍結精液（以下「精液」という。）は、品種ごとに4代祖以内に共通の祖先を持つ種雄豚から採取されたものであって、国内で生産され、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第3項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、1級又は2級の種雄豚から採取された精液等に限ることとする。

(4) 導入した精液の取扱い

- ① 補助を受けて導入した精液は、事業実施年度内に純粋種豚生産のための人工授精に使用するものとする。

- ② 導入した精液から産出された産子のうち1頭以上について、子豚登記を行うこととする。
- ③ 導入した精液から得られた産子の子豚登記することができなかった場合は、実績報告書及び事業成果報告書に証明する書類を添付の上、報告することとする。
- (5) 補助対象となる凍結精液の活用に必要な器具  
第1の2の事業で導入する器具（以下「器具」という。）は、以下の要件を満たすものに限ることとする。
- ① 凍結精液導入農場でのみ使用するものであること。
- ② 血縁関係の構築に必要な凍結精液を使用又は保管するために必要なものであること。
- (6) 器具の貸付
- ① 事業実施主体は、構成員に対して、本事業で導入した器具を貸し付けるものとする。（一定期間（原則として法定耐用年数）経過後に構成員に無償譲渡する場合も含む。）
- ② 事業実施主体は、本事業で導入した器具を構成員に貸し付ける場合は、当該構成員との間で、貸借期間、目的外使用の禁止、当該器具及び凍結精液を使用して得られた遺伝的能力評価等に資するデータの事業実施主体への提供義務等の事項を内容とする賃貸借契約又は使用貸借契約を、書面をもって締結することとする。
- ③ 器具の貸借に伴って構成員が事業実施主体への賃料支払義務を負うこととする場合は、賃貸借契約書中に賃料の額並びに支払の期限及び方法を明記することとし、賃料額は、1年当たり、原則として「（事業実施主体負担額（事業費－補助金）／当該器具の耐用年数）＋年間管理費」により算出される額を超えないように定めることとする。
- (7) 血縁構築のための遺伝的能力評価データの提供  
事業実施主体は、血縁関係を構築するため、補助を受けて導入した種豚、当該種豚から生産される産子及び補助を受けて導入した精液から得られた産子の遺伝的能力評価に必要なデータを養豚協会に報告するものとする。
- 3 第1の3の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 導入対象となる種豚  
第1の3の事業で血縁関係の構築を図るために導入する種豚は、次の①又は②のいずれかの要件に該当するものとする。
- ① 国内で生産され、次のアからウまでの全ての要件を満たすこと。
- ア 養豚協会が証明する生後3カ月齢以上15カ月齢以内のものであること。
- イ 独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）等が実施する、複数の都道府県にわたる同一基準の遺伝的能力評価を活用しており、その能力が明らかであること。
- ウ 品種及び性別ごとに示される育種価又は期待育種価が上位2分の1以上の豚、当該豚と同一の父若しくは母から生産された豚又は当該豚を父若しくは母に持つ豚であること。
- ② 海外から導入し、次のアからウまでの全ての要件を満たすこと。

- ア 養豚協会が証明する種豚登録豚で生後3カ月齢以上15カ月以内のものであること。
- イ 公的機関等が実施する遺伝的能力評価を活用しており、その能力が明らかであること。
- ウ 品種及び性別ごとに示される育種価又は期待育種価が上位2分の1以上の豚、当該豚と同一の父若しくは母から生産された豚又は当該豚を父若しくは母に持つ豚であること。

## (2) 導入した種豚の取扱い

- ① 事業実施主体等は、補助を受けて導入した種豚を、導入後3年間は純粋種豚生産のために飼養するものとし、その管理及び飼養について、以下の事項に関する規程を設けるものとする。
  - ア 導入種豚の所有及び飼養場所に関する事項
  - イ 導入種豚の飼養基準に関する事項
  - ウ 導入種豚の管理及び飼養費に関する事項
  - エ その他導入種豚の管理、飼養、構成員への貸付等必要な事項
- ② 導入した種豚から産出した産子のうち1頭以上について、子豚登記を行うこと。
- ③ 事業実施主体は、種豚を導入後、やむを得ない事由によりその中途において飼養できなくなった場合は、速やかに畜産局長に報告するものとする。この場合においては、農林水産大臣は、事業実施主体に対し、当該種豚の処分により得た価格又は残存簿価額のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助金額を上限とする。）を直ちに返還するよう命じることができる。ただし、災害、盗難、疾病等、導入種豚を管理及び飼養する者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りではない。

## (3) 導入対象となる液状精液及び凍結精液

第1の3の事業で血縁関係の構築を図るために導入する精液は、次の①又は②のいずれかの要件に該当するものとする。

- ① 国内で生産され、次のアからウまでの全ての要件を満たすこと。
  - ア 改良センター等が実施する、複数の都道府県にわたる同一基準の遺伝的能力評価を活用しており、その能力が明らかである豚から採取した精液であること。
  - イ 品種ごとに示される育種価又は期待育種価が上位2分の1以上の豚から採取された精液であること。
  - ウ 等級が、特級、1級又は2級の種雄豚から採取された精液であること。
- ② 海外から導入し、次のアからウまでの全ての要件を満たすこと。
  - ア 公的機関等が実施する遺伝的能力評価を活用しており、その能力が明らかである豚から採取した精液であること。
  - イ 品種ごとに示される育種価又は期待育種価が上位2分の1以上の豚から採取された精液であること。
  - ウ 等級が、特級、1級又は2級のいずれかに属する精液であること。

## (4) 導入した精液の取扱い

- ① 補助を受けて導入した精液は、事業実施年度内に純粋種豚生産のための人工授



精に使用するものとする。

② 導入した精液から産出された産子のうち1頭以上について、子豚登記を行うこととする。

③ 導入した精液から得られた産子を子豚登記することができなかった場合は、実績報告書及び事業成果報告書に証明する書類を添付の上、報告することとする。

(5) 血縁構築のための遺伝的能力評価データの提供

事業実施主体は、血縁関係を構築するため、補助を受けて導入した種豚、当該種豚から生産される産子及び補助を受けて導入した精液から得られた産子の遺伝的能力評価に必要なデータを養豚協会に報告するものとする。

4 第1の4の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業によりベンチマークを実施する養豚生産者は、獣医師等の指導を受けることとする。

(2) 事業実施主体は、事業の実施及び評価に当たっては、専門的な知見を有する学識者又はすでに導入している養豚生産者等に助言を求めることとする。

(3) 事業実施主体は、検討の過程で収集及び分析したデータ等について、必要な規程を定め、適切に取り扱うこととする。

(4) 第1の4の(1)の取組は、純粋種豚の改良に資するものに限ることとする。

(5) 第1の4の(2)の貸付

① 事業実施主体は、構成員に対して、本事業で導入したベンチマークシステム(以下「システム」という。)を貸し付け、又は、一定期間(原則として事業実施期間以上の期間)経過後に構成員に無償譲渡することを予定して貸し付けるものとする。

② 事業実施主体は、システムを構成員に貸し付ける場合は、当該構成員との間で、貸借期間、目的外使用の禁止、当該システムを使用して得られた繁殖成績等の事業実施主体への提供義務等の事項を内容とする賃貸借契約又は使用貸借契約を、書面をもって締結することとする。

③ 器具の貸借に伴って構成員が事業実施主体への賃料支払義務を負うこととする場合は、賃貸借契約書中に賃料の額並びに支払の期限及び方法を明記することとし、賃料額は、1年当たり、原則として「(事業実施主体負担額(事業費-補助金)/当該システムの貸付期間)+年間管理費」により算出される額を超えないように定めることとする。

④ 事業実施主体からシステムの貸し付けを受けることのできる構成員は、自農場の繁殖成績等を農林水産省に提出し、活用されることを事前に承認している養豚生産者に限ることとする。

(6) 要綱第33第2号のみどりのチェックシートの実践について、事業実施主体は、要綱第18第1項の実績報告書の提出までに、全ての事業参加者から「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートを徴収・保管するものとする。

(7) 要綱第33第7号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、

要綱第 18 第 1 項の実績報告書の提出までに、全ての事業参加者の加入状況について書面で確認するものとする。。

### 第 3 事業評価の提出期日

実施要領の別紙 1 の第 5 の 2 に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
<p>1 遺伝子検査等の推進、遺伝的能力評価等の基礎となる血縁構築の推進のうち種豚改良データ分析のためのプログラムを開発する取組及びベンチマークの活用推進 (別記様式 1 で定める成果目標設定年度が実施要領第 4 で定める事業達成状況の報告日以降である場合に限る)</p>	<p>成果目標設定年度の翌年度の 4 月末日まで</p>
<p>2 遺伝的能力評価等の基礎となる血縁構築の推進のうち (1) 純粋種豚</p>	<p>① 事業実施年度の翌年度から 2 年間、毎年度の実績を翌年度の 4 月末日まで ② 成果目標設定年度が事業実施年度の 3 年後以降の場合は、事業実施年度の 3 年後から成果目標設定年度まで、毎年度の実績に加えて成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等を翌年度の 4 月末日まで</p>
<p>(2) 純粋種豚の液状精液及び凍結精液</p>	<p>① 事業実施年度の翌年度から 2 年間、毎年度の実績を翌年度の 4 月末日まで ② 成果目標設定年度が事業実施年度の 3 年後以降の場合は、事業実施年度の 3 年後から成果目標設定年度まで、毎年度の実績に加えて成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等を翌年度の 4 月末日まで</p>



## 鶏の事業細目

実施要領別紙1の第1の4の鶏の事業細目については、次のとおりとする。

### 第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

#### 1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

##### （1）技術習得の推進

改良増殖を重ねてきた地鶏等の近交係数の上昇を抑制し生産性を回復させることや、高病原性鳥インフルエンザにより改良してきた系統が全て殺処分されても再生（遺伝資源の再生）を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術について、実技指導等の技術習得に必要な技術者養成研修会を開催する取組。

##### （2）技術普及の推進

始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を広く普及するため、（1）の技術者養成研修会に参加した技術習得者による改良現場の養鶏関係者を対象としたセミナーを開催する取組。

#### 2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

遺伝資源の安定的かつ持続的なリスク管理を定着させるため、種鶏の始原生殖細胞（PGCs）凍結保存に必要なシステムを導入する取組。

### 第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

#### 1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

（1）本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体の欄の1の（3）の要件と同一とする。

（2）本事業の事業実施主体は、第1の1の全ての事業を実施するものとする。

（3）第1の1の（1）及び（2）の事業の補助対象は、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資するものに限ることとする。

（4）第1の1の（1）の事業における技術者養成研修会に参加できる研修生は、始原生殖細胞（PGCs）を活用した改良体制の構築に取り組む都道府県等から原則各1名とし、第1の2の事業の事業実施主体からの参加者を優先するものとする。

（5）第1の1の（1）の事業における技術者養成研修会に必要な補助を受けて導入した機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の普及のために使用するものとする。

#### 2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

（1）本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体の欄の1の（3）の要件と同一とする。

（2）第1の2の事業の補助対象は、始原生殖細胞（PGCs）を用いた凍結保存に必要なシステムとして導入した機材等であり、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資

- するものに限ることとするが、家畜購入費及び受精卵導入費は含まないものとする。
- (3) 補助を受けて導入した始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（PGCs）を活用して事業実施主体が保有する遺伝資源のリスク管理及び改良増殖を行うために使用するものとする。
- (4) 本事業で収集、蓄積、分析した情報及び抽出した始原生殖細胞（PGCs）等試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について、必要な規定を定め、適切に取り扱うこと。
- (5) 本事業の事業実施主体は、第1の1の(2)のセミナーにおいて、本事業に参加していない者に対し、始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等による近交係数の上昇抑制及び遺伝資源再生に係る取組を普及するための講義を実施すること。また、講義の実施に当たっては、必要な機器や会場等の選定、講義内容の検討等、セミナー開催に向け第1の1の事業実施主体と協力して取り組むこと。

### 第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は、下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
第1の1及び2の事業	事業実施年度の翌年度の4月末まで

別紙1様式第1号（共通）（第3の1関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
（家畜能力等向上強化推進）

1 事業の種類

--

（注）要綱別表1の「事業内容」を記載すること。

2 事業の目的（変更理由）

--

3 事業実施方針

--

（注）事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

4 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

（注）事業内容欄は、要綱別表1の「事業内容」ごとに、実施する取組の内容を具体的に記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	検証方法	事業実施効果
現状値：（年度）		
目標値：（年度）		

（注）1 成果目標の欄は、定量的な指標を設定すること。  
2 検証方法の欄は、目標値を具体的に検証する手法を記載すること。

6 事業実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

別添1-①（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （乳用牛のうち「遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進」）

1 事業実施計画（又は実績）

(1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進計画（又は実績）

評価方法	評価頭数	選抜基準	選抜頭数	備考

(2) 乳用牛改良に必要なデータの収集計画（又は実績）

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集計画（又は実績）

方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計					

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施計画（又は実績）

調査方法	調査内容	調査頭数	調査時期	備考

(注) 各県ごとの調査計画頭数（又は実績）を添付すること。

(3) 能力評価の実施計画（又は実績）

集計、情報提供項目	集計、情報提供内容	備考

別添1-② (乳用牛関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(乳用牛のうち「多様な育種素材の評価活用対策」)

1. 優良遺伝資源活用推進会議の開催計画 (又は実績) (単位:円)

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注)積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2. 優良受精卵等の導入計画 (又は実績)

(1) 優良受精卵の導入 (単位:円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であっては登録番号)とともに記述すること。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1/2と50,000円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

(2) 性選別優良受精卵の導入 (単位:円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であっては登録番号)とともに記述すること。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1/2と65,000円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。



### 3. その他

#### (1) みどりのチェックシートの実践

- ・ 全ての本事業の受益者から「みどりのチェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

#### (2) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・ 全ての本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※3の(1)及び(2)は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

別添1－③（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （肉用牛のうち「地域固有系統の再構築等支援対策」）

1 近交係数上昇抑制改良手法の検討

(1) 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

(2) サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

(3) 解析システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

2 地域固有系統の再構築支援

(1) 地域検討会等の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

(2) 系統分類手法確立・活用手法の実施計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

別添1-④（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （肉用牛のうち「多様な種雄牛の活用促進対策（希少系統種雄牛産子肥育奨励金）」）

1 希少系統種雄牛産子肥育素牛の導入計画（又は実績）

時期	父牛名号	性別	頭数	奨励金額	備考
合計					

（注）1 奨励金額は、20千円／頭以内とすること。

2 事業実施主体は、肥育牛を導入する者が、実施要領別紙1-2の第2の3の（1）の②の協力肥育農家であることを確認すること。

2 出荷予定年月

年 月 ～ 年 月

3 その他

（1）みどりのチェックシートの実践

・全ての奨励金交付対象牛の所有者から「みどりのチェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

（2）配合飼料価格安定制度への加入状況

・全ての奨励金交付対象牛の所有者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※3の（1）及び（2）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

4 添付資料

※ 実施要領別紙1-2の第1の2の（1）の②により選抜された種雄牛である場合は、選抜理由を証明する書類を添付すること。

（注）「達成状況報告書」（別記様式1号）を提出する際は、本様式（実績）に加え、添付資料として、

- ① 肥育素牛の飼養者のリスト（肥育者名称及び肥育者コード、所在地、備考を記した一覧）
- ② ①の肥育者毎の導入牛リスト（種雄牛名号、個体識別番号、生年月日、性別、導入年月日、備考を記した一覧）
- ③ 導入牛の子牛登記書の写しを添付すること。

別添1－⑤（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（産肉情報基盤の強化・活用）」）

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	内容	備考

2 産肉情報基盤強化・活用事業の実施計画（又は実績）

(1) 枝肉格付情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

(2) 血統情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

(3) 産肉情報にかかるシステムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

別添1-⑥（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（新たな改良形質の検討・評価）」）

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	内容	備考

2 新たな改良形質測定機器の導入（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備考

3 サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

4 システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

別添1－⑦（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
（肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（肥育牛の出荷時期早期化対策）」）

生体肉質診断機器の導入計画（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備考

別添1-⑧ (豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(豚のうち「遺伝子検査等の推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先 (電話番号、住所等)

2 事業実施主体の概要

構成員数： ( ) 人

子取り用雌豚の総飼養頭数： ( ) 頭

前年度出荷総頭数 (実績)： ( ) 頭

3 事業参加者の概要

事業参加者名	住所	飼養状況		前年度純粋種豚 出荷頭数 (実績)		
		品種	純粋種豚 (頭)		純粋種豚 (頭)	
			雄	雌	雄	雌
計 ( ) 人						

(注) 1 「事業参加者名」欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づく事業協同組合、公社 (地方公共団体等が構成する法人をいう。) 並びに畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人にあつては、検査実施者を記載すること。

2 「純粋種豚」のうち「雄」は、生後10カ月以上で、種付けを目的として飼養している純粋種雄豚とする。

3 「純粋種豚」のうち「雌」は、生後6カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している純粋種雌豚とする。

4 一構成員が複数品種を飼養する場合は、品種ごとに記入すること。

4 SNP検査等の計画

構成員名	費用項目	検査等の 対象形質	員数	事業費 (円)		備考
				補助金	自己負担額	
計 ( ) 人						

(注) 1 「備考」欄には、実績報告の際は、費用項目ごとに検査等に当たった者又は組織名を記載すること。

2 構成員ごとに記入すること。



- 3 実績報告書の提出時には、指定交配に使用した導入精液の精液証明書、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）、指定交配により得られた産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写しを添付すること。

## 5 SNP 検査活用計画

現在の課題	本事業成果の活用方針

(注) 豚改良に係る現状の課題とそれに対して本事業でどのように取り組み、具体的な対策を講じるか課題別に記入すること。

## 6 遺伝子検査等の推進に係る検討会の開催

(1) 検討会名、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

(2) 検討会の目的、検討事項

(3) 検討会開催計画

開催時期	場 所	検討事項等	備考

(注) 「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

## 7 添付資料

別添1-⑨ (豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(豚のうち「遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先 (電話番号、住所等)

2 事業実施主体の概要

構成員数： ( ) 人

子取り用雌豚の総飼養頭数： ( ) 頭

前年度出荷総頭数 (実績)： ( ) 頭

3 事業参加者の概要

事業参加者名	住 所	主な 経営形態	飼 養 状 況		前年度 出荷頭数 (実績) (頭)
			子取り用 雌豚 (頭)	種雄豚 (頭)	
計 ( 人)					

(注) 1 「事業参加者名」欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づく事業協同組合、公社 (地方公共団体等が構成する法人をいう。) 並びに畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人にあつては、種豚及び精液導入者を記載すること。

2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫の経営区分を記載すること。

3 「子取り用雌豚」は、生後6カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

4 種豚導入計画

事業参加者名	品 種	導入種豚 (頭)			事業費 (円)	補助金	自己負担額
		雄	雌	計			
計 ( 人)							

(注) 1 一事業参加者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実績報告書の提出時には、一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書、種豚登録証明書又は血統能力証明書の写し、種豚購入伝票の写し等を添付すること。また、事業実施の翌年度分の報告からは事業参加者ごとの遺伝的能力評価の写しを添付すること。

## 5 精液導入計画

事業参加者名	品種	性状	導入精液 (本)	事業費 (円)	
				補助金	自己負担額
計 ( 人)					

- (注) 1 一事業参加者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。
- 2 「性状」欄には液状、凍結の別を記入すること。
- 3 一事業参加者が性状の異なる精液を導入する場合は、性状ごとに記入すること。
- 4 実績報告書の提出時には、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液から得られた産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額が分かる領収書等の写し、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等を含め、産子を子豚登記できなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

## 6 凍結精液の活用に必要な器具導入計画

器具の内容	個数	単価 (円)	事業費 (円)	
			補助金	自己負担額
計				

## 7 豚改良推進計画

現状の課題	本事業での具体化策

- (注) 事業対象範囲（地域又は全国）を明確にした上で、豚改良及び生産体制に係る現状の課題とそれに対して、本事業でどの様に取り組み、具体的な対策を講じるかについて課題別に記入すること。

## 8 種豚改良データ分析、プログラムの開発・改修

### (1) 種豚改良データの分析

時期	項目	方法	内容	備考

### (2) プログラムの開発・改修

時期	区分	内容	備考

9 その他協議が必要な事項

(1) みどりのチェックシートの実践

- ・全ての事業参加者から「みどりのチェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

(2) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・全ての事業参加者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※9の(1)及び(2)は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

10 添付資料

別添1-⑩ (豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(豚のうち「遺伝的能力評価を加速するための全国的血縁構築の推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先 (電話番号、住所等)

2 事業実施主体の概要

構成員数： ( ) 人

子取り用雌豚の総飼養頭数： ( ) 頭

前年度出荷総頭数 (実績)： ( ) 頭

3 事業参加者の概要

事業参加者名	住 所	主な 経営形態	飼 養 状 況		前年度 出荷頭数 (実績) (頭)
			子取り用 雌豚 (頭)	種雄豚 (頭)	
計 ( 人)					

(注) 1 「事業参加者名」欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づく事業協同組合、公社 (地方公共団体等が構成する法人をいう。) 並びに畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人にあつては、種豚及び精液導入者を記載すること。

2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫の経営区分を記載すること。

3 「子取り用雌豚」は、生後6カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

4 種豚導入計画

事業参加者名	品 種	導入種豚 (頭)			事業費 (円)	補助金	自己負担額
		雄	雌	計			
計 ( 人)							

(注) 1 一事業参加者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実績報告書の提出時には、一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書、種豚登録証明書又は血統能力証明書の写し、種豚購入伝票の写し等を添付すること。また、事業実施の翌年度分の報告からは事業参加者ごとの遺伝的能力評価の写しを添付すること。

## 5 精液導入計画

事業参加者名	品種	性状	導入精液 (本)	事業費 (円)	補助金	
					補助金	自己負担額
計 ( 人)						

- (注) 1 一事業参加者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。
- 2 「性状」欄には液状、凍結の別を記入すること。
- 3 一事業参加者が性状の異なる精液を導入する場合は、性状ごとに記入すること。
- 4 実績報告書の提出時には、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液から得られた産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額が分かる領収書等の写し、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等を含め、産子を子豚登記できなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

## 6 豚改良推進計画

(注) 全国的な血縁構築に必要な種豚等の能力の基準や血縁構築の方法について具体的に記入すること。

## 7 その他協議が必要な事項

### (1) みどりのチェックシートの実践

- ・全ての事業参加者から「みどりのチェックシート」を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

### (2) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・全ての事業参加者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※7の(1)及び(2)は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

## 8 添付資料

別添1-①(豚関係)

〇〇年度度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(豚のうち「ベンチマークの活用推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先(電話番号、住所等)

2 事業実施主体の概要

構成員数：( )人

子取り用雌豚の総飼養頭数：( )頭

前年度出荷総頭数(実績)：( )頭

3 検討委員会名、担当者、連絡先(電話番号、住所等)

4 検討委員会の目的、検討事項

5 検討委員会開催計画

開催時期	場 所	検討事項等	備考

(注) 「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

6 ベンチマークシステム導入計画

導入構成員名	導入数 (台)	事業費		備考
		(円)	補助金	
計 ( 人)				

(注) 一導入構成員がベンチマークシステムの複数台導入を予定している場合、その理由を「備考」欄に記載すること。

7 添付資料

別添1-⑫（鶏関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （鶏のうち「始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 技術者養成研修会及びセミナー開催計画

	開催時期	場 所	成果目標の具体的な内容	備考
技術者養成 研修会				
セミナー				

（注）「成果目標の具体的な内容」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

4 技術者養成研修会のための機材等導入計画

品名	導入数 (台)	事業費 (円)	備考
計			

5 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）



別添1-⑬（鶏関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
 （鶏のうち「始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組」）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 成果目標の具体的な内容

--

（注）1 一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（PGCs）を活用する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実施要領別紙1-4の第1の（2）の事業のセミナーに参加し、本事業に参加していない者に対して技術普及する活動を記載すること。

4 始原生殖細胞（PGCs）の適切な管理計画

現状	本事業実施後

（注）一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（PGCs）を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

5 始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システム導入計画

品名	個数	単価 （円）	事業費 （円）	補助金	
				補助金	自己負担額
計					

6 鶏改良推進計画

現状の課題	本事業での具体化策

（注）事業参加者における鶏改良及び生産体制に係る現状の課題と、本事業に取り組むことになる具体的な対策の方向性について記入すること。

7 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）

別紙1様式第2号（共通）（第5の2関係）

〇〇年度事業評価報告書  
(家畜能力等向上強化推進)

1 事業の種類

--

(注) 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の内容

--

3 事業実施期間

事業開始年月日	事業終了年月日	備考
年 月 日	年 月 日	

4 成果目標の達成状況

成果目標	実績値	成果の達成状況
現状値： (年度)		
目標値： (年度)		
その他効果：		
所 見：		

(注) 1 その他効果欄は、成果目標以外の事業効果等について記載する。

2 所見欄は、本事業の総合的な評価等を記載する。また、達成状況が低い場合の改善方法等を記載する。

別添2-①（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
 （家畜能力等向上強化推進のうち多様な育種素材の評価活用対策）

導入受精卵等管理台帳

検定組合等名：  
 担当技術者名：

1 優良受精卵の導入

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	〇〇県													
	〇〇国													

(注) 流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

検定組合等名：  
 担当技術者名：

2 優良性選別受精卵の導入

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	〇〇県													
	〇〇国													

(注) 流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

別添 2 - ② (肉用牛関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
(家畜能力等向上強化推進のうち希少系統種雄牛産子肥育奨励金)

1 希少系統種雄牛産子肥育素牛の出荷状況

種雄牛名号						
肥育者名称	個体識別番号	生年月日	性別	と畜年月日	と畜月齡	備 考
出荷頭数：        頭 肥 育 中：        頭        合 計：        頭				出荷終了予定年月 年    月  予定		

注意 1 本表は種雄牛ごとに作成すること。

2 と畜年月日及びと畜月齡は、と畜した牛について記入し、肥育中の牛は空欄とすること。

2 所見・評価

※ 全ての出荷が終了した後、当該希少系統種雄牛の所見・評価等を記入すること。

3 添付資料

※ と畜牛の牛枝肉格付明細書枝肉明細書を添付すること。

別添 2 - ③ (肉用牛関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
(家畜能力等向上強化推進のうち新たな改良形質の検討・評価)

1 導入機器の使用状況

実証団体名	導入機器による 測定値数	測定結果の概要	備考

2 所見・評価

--

別添 2 - ④ (肉用牛関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
(家畜能力等向上強化推進のうち肉用牛の出荷時期早期化対策)

1 肥育牛の出荷時期早期化の状況

導入箇所名 ( )

	導入前年度 ( 年度)	導入年度 ( 年度)	導入 1 年後 ( 年度)	導入 2 年後 ( 年度)	備考
測定実施農家 戸数					
測定実施頭数					
出荷頭数					
平均出荷月齢					

(注) 1 本表は導入箇所ごとに作成すること。

2 測定実施頭数、出荷頭数及び平均出荷月齢は、測定実施農家における肥育牛を集計の対象とすること。また、測定頭数は実頭数とすること。

2 所見・評価

(注) 1 導入箇所ごとに記入すること。

2 機器導入による出荷時期早期化の状況に関する所見・評価に加えて、機器の活用方法や測定対象とした肥育牛の考え方、本事業以外の出荷時期早期化に向けた取組等についても具体的に記入すること。

別添2-⑤ (豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
(家畜能力等向上強化推進のうち豚)

1 導入種豚の飼養状況

事業参加者名	品種	個体識別番号 (種豚登録番号)	産次 (回)	合計 産子数 (頭)	備考
計 ( 人, 頭)					

- (注) 1 一事業参加者が複数頭数を導入する場合は、個体ごとに記入すること。  
2 「合計産子数」欄には、全産次の離乳頭数の合計を記入すること。

2 導入精液の使用状況

事業参加者名	品種	性状	精液識別番号 (種豚登録番号)	産子数 (頭)	備考
計 ( 人, 本)					

- (注) 1 一事業参加者が複数精液を導入する場合は、精液ごとに記入すること。  
2 「性状」欄には液状、凍結の別を記入すること。  
3 不受胎等を含め、産子が子豚登記できなかった場合は、「産子数」欄に「- (ハイフン)」を記入するとともに、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

3 評価・所見

- (注) 成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等を記載すること。その際、実績値が目標値に達していない場合は、その理由等を記載すること。

4 添付資料

※ 補助を受けて導入した種豚及び当該種豚から生産された産子の遺伝的能力評価に関する書類を添付すること